

富里市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第9項の規定により、平成30年度財政援助団体等監査報告書を別冊のとおり公表します。

平成30年8月3日

富里市監査委員 川名部 正 一  
富里市監査委員 布 川 好 夫



平成30年度

財政援助団体等監査報告書

富里市監査委員



## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

## 第2 監査の期間

平成30年5月11日から平成30年8月2日まで  
(委員聴取日 平成30年7月10日)

## 第3 監査の場所

富里市福祉センター

## 第4 監査の対象

- 1 社会福祉法人富里市社会福祉協議会
- 2 健康福祉部社会福祉課(所管部課)

## 第5 監査の範囲

平成29年度の補助金及び公の施設の管理に係る出納その他の事務。ただし、必要がある場合は上記以外の期間も範囲とした。

## 第6 監査の主眼

### 1 財政援助団体(補助金)

#### (1) 対象団体

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金の交付申請、実績報告等は符合するか。
- イ 補助金交付申請及び請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金に係る収支の会計経理は適切か。

#### (2) 所管部課

- ア 補助金の決定は予算・法令等に適合しているか。
- イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金の算定、交付方法、時期及び手続等は適正か。
- エ 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告等によりなされているか。
- オ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

### 2 公の施設の指定管理者

#### (1) 対象団体

- ア 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
  - (ア) 市との協議、各種報告は協定等どおりになされているか。特に、協議、承認なく処理しているものはないか。
  - (イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。

- (ウ) 管理に関する経費の請求, 受領は協定どおりになされているか。
  - (エ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。
  - (オ) 事業報告書は適正に作成されているか。(管理業務の実施状況及び利用状況, 管理業務に係る経理の状況等)
  - (カ) 住民の平等利用は確保されているか。
- ウ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。
- エ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿, 記帳は適正になされているか。また, 領収書類の整備, 保存は適切になされているか。

(2) 所管部課

- ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は, 法, 条例等に根拠を置いているか。
- (ア) 指定管理者の指定の手續, 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。
- イ 指定管理者の指定は, 適正・公正に行われているか。
- (ア) 指定管理者に管理を行わせる施設の名称, 指定管理者となる団体の名称, 指定期間について, 議会の議決を経ているか。
  - (イ) その他指定の手續きは条例等に基づき適正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は, 適正に行われているか。
- エ 協定書等には, 必要事項が適正に記載されているか。
- (ア) 管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。
  - (イ) 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
  - (ウ) 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。
  - (エ) 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。
- オ 管理に関する経費の算定, 支出の方法, 時期, 手續等は適正になされているか。
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め, 調査し, 又は指示を行っているか。

## 第7 監査の方法

社会福祉法人富里市社会福祉協議会及び所管部課から, 事前に監査資料及び関係諸帳簿の提出を求め, 上記監査の主眼に基づいて調査した。また, 現地にて監査委員, 補助職員による実査を実施し, あわせて団体代表者, 団体事務局長及び会計担当者, 所管部課職員などから説明を聴取した。

## 第8 監査の結果

### 1 財政援助団体(補助金)

監査の結果, 財政援助団体及び所管部課の財政援助(補助金)に係る出納その他の事務の執行及び補助金交付事務の執行については, 下記の事項を除き, おおむね適正に執行されていると認められた。

については下記の事項について検討・改善を図り, 事務処理の適正化に努められたい。

#### (1) 所管部課に対して

当該補助金の補助金交付要綱は, 対象経費に齟齬があるため, 直ちに補助金交付要綱の改正をされたい。

## 2 公の施設の指定管理者

監査の結果、指定管理者にあつては、条例等関係法令の定めるところにより基本協定書、年度協定書、仕様書に沿っておおむね適正に施設管理及び運営を行っているものと認められた。

また、所管部課についても、指定管理者に係る事務がおおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、下記の事項について検討・改善を図り、事務処理の適正化に努められたい。

### (1) 指定管理者に対して

指定管理委託料が管理されている口座は、指定管理以外の事業が含まれているため、指定管理委託料専用口座が望ましい。

### (2) 所管部課に対して

平成28年度に富里市福祉センター改修計画を策定したことから、今後実施に向けて検討されたい。

## 第9 団体概要

### 1 財政援助団体(補助金)

#### (1) 団体の概要

##### ア 目的

富里市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

##### イ 会員数(平成30年3月31日現在)

一般会員 11,528世帯

賛助会員 63件

団体会員 60団体

##### ウ 役員等

理事10名(会長1名,副会長2名) 監事2名 評議員23名

#### (2) 補助金の概要

市は、社会福祉協議会事業の推進を図るため、「富里市社会福祉協議会事業推進費補助金交付要綱」に基づき、富里市社会福祉協議会に補助金を交付している。

平成29年度補助金交付額は、次表のとおりである。

(単位：円)

補助事業名	交付確定額
福祉活動専門員設置事業	12,661,683
在宅福祉活動支援事業	9,208,407
地域福祉推進事業	7,267,786
地区社協活動費補助金	800,000
心配ごと相談事業	90,500
富里市ボランティアセンター設置事業	2,288,956
地域総合福祉調整事業	3,770,961
計	36,088,293

## 2 公の施設の指定管理者

- (1) 指定管理者に指定されている公の施設  
富里市福祉センター 富里市七栄653番地2
- (2) 指定期間（協定書の協定期間）  
平成28年4月1日～平成31年3月31日
- (3) 平成29年度指定管理委託料  
予算額 12,376,000円  
決算額 12,178,864円
- (4) 施設利用状況（平成29年度）  
老人福祉センター 9,782人  
地域福祉センター 10,146人
- (5) 主な管理業務（富里市福祉センターの管理に関する基本協定書第10条）  
ア 管理施設の使用許可及び取消しに関する業務  
イ 管理施設の維持管理に関する業務 等
- (6) 施設の概要  
所在地 富里市七栄653番地2  
構造 鉄筋コンクリート造2階建  
1階:老人福祉センター・簡易マザーズホーム,  
2階:地域福祉センター  
敷地面積 10,849㎡  
延床面積 2,683.93㎡  
貸出施設 1階 集会室,調理室,機能回復訓練室,教養娯楽室  
2階 大会議室,小会議室,相談室,娯楽室,視聴覚室

